

令和 6 年 第 9 回
箕面市教育委員会定例会会議録

箕面市教育委員会

令和 6 年 第 9 回
箕面市教育委員会定例会会議録

1. 日 時 令和 6 年 9 月 2 6 日 (木) 午後 1 時 0 0 分

1. 場 所 箕面市役所 本館 2 階特別会議室

1. 出席者	教 育 長	藤 迫 稔 君
	委 員	稲 田 滋 君
	委 員	高 橋 太 朗 君
	委 員	酒 井 康 生 君
	委 員	飯 田 ひとみ 君

1. 付議案件説明者

教 育 次 長	久 下 和 宏 君
子ども未来創造局長	藪 本 正 博 君
子ども未来創造局 担 当 部 長	今 中 美 穂 君
子ども未来創造局 担 当 部 長	浅 井 文 彦 君
子ども未来創造局 小中一貫教育推進監兼副部長	柴 田 大 君
子ども未来創造局 学 校 教 育 監	高 取 貞 光 君
子ども未来創造局 担 当 副 部 長	濱 口 悟 君
子ども未来創造局 担 当 副 部 長	山 田 睦 美 君
子ども未来創造局 担 当 副 部 長	村 田 麻 子 君
教 育 政 策 室 長	渡 邊 弘 君
学 校 生 活 支 援 室 長	宇 根 彩 美 君
児 童 生 徒 指 導 室 長	赤 城 龍 一 君
保 育 幼 稚 園 総 務 室 長	長 與 恵 美 君
保 育 幼 稚 園 利 用 室 長	森 川 祥 充 君

子どもすこやか室長
文化国際室長
生涯学習・市民活動室長
保健スポーツ室長

川口敦子君
小木曾充浩君
谷尾吉章君
徳留圭吾君

1. 出席事務局職員

教育政策室参事
教育政策室

中村友美君
山田麻衣君

1. 議事日程

- 日程第 1 会議録署名委員の指定
- 日程第 2 教育長報告
- 日程第 3 箕面市立総合運動場条例等改正要請の件
- 日程第 4 箕面市立幼稚園条例施行規則改正の件
- 日程第 5 箕面市小児インフルエンザ予防接種費用助成金交付要綱改正の件
- 日程第 6 箕面市立箕面文化・交流センター条例の一部を改正する条例の施行期日を定める規則制定の件
- 日程第 7 箕面市立箕面文化・交流センター条例施行規則改正の件
- 日程第 8 箕面市教育委員会の所管に係る令和6年度一般会計補正予算(第5号)の件
- 日程第 9 箕面市奨学生選考委員会委員解職及び任命の件
- 日程第10 箕面市児童福祉施設会計指導員委嘱の件
- 日程第11 箕面市社会教育委員解職及び委嘱の件
- 日程第12 箕面市教育委員会人事発令の件
- 日程第13 箕面市教育委員会会議録の承認を求める件
- 日程第14 生徒指導の件

(午後1時開会)

○教育長（藤迫稔君）：ただ今から、令和6年第9回箕面市教育委員会定例会を開催いたします。議事に先立ちまして事務局に「諸般の報告」を求めます。

(事務局報告)

○教育長（藤迫稔君）：ただ今の報告とおり、本委員会は成立いたしました。

○教育長（藤迫稔君）：それでは、日程第1「会議録署名委員の指定」を行います。本日の会議録署名委員は、箕面市教育委員会会議規則第5条第2項の規定に基づき、酒井委員を指定いたします。

○教育長（藤迫稔君）：次に、日程第2「教育長報告」を行います。まず、その説明に入る前に直近のトピックスを2つご紹介したいと思います。1点目は、大阪府の「府立高校改革の具体的な方向性とそれを踏まえた入学者選抜制度のあり方について」という答申が大阪府学校教育審議会から出されております。それを受けまして昨日9月25日に、大阪府議会で大阪府の教育長が、「この答申に基づいて、できれば2028年春の入試からこの答申に書かれている内容について具現化していきたい」というような方向性を示されております。答申の段階のため決定事項ではありませんが、大阪府都市教育長協議会の中でも事前に大阪府教育庁のほうから説明がありまして、その中でも1番議題になっ

たのは、特別選抜と一般選抜の時期を一緒にするということです。具体的には、一般選抜を2月中旬の特別選抜の時期に合わすというようなことが書かれていますが、私はなかなか難しいと思います。少し早める程度ならよいですが、2月中旬ということになるとそれは問題であるというような意見がいくつか出ております。昨日の大阪府議会でも教育長は、「市町村教育委員会や中学校などの関係者の意見を聞きながら制度設計をしていく」とおっしゃっていますので、我々も意見を言える場でしっかり言っていきたいと思います。もう1点は、オリンピックに特例の免許を与えて学校現場で指導できるようにすることについてです。メディアにも出ていますが、なかなか賛否両論があるところです。いずれにしても、我々学校現場の教員不足は実際にあるなかで、どうしたらよいのかと考えていますが、それに関連して1点申し上げます。豊能地区の公立学校の教員の採用倍率について、昨年度、特に小学校では、我々が最低基準としている倍率3.0を下回って2.8でしたが、今、速報によりますと今回は少し盛り返しているということです。近日中に正式に発表があると思いますので、発表がありましたらご報告させていただきたいと思います。それでは、教育委員会委員関係ですが、9月13日に市町村教育委員会研究協議会が大阪国際会議場で開催されました。これは全国の協議会で、いくつかの会場やオンラインにて開催しています。会場が複数ありますが、そのうちの1つが大阪国際会議場で開催されました。私も含め、教育委員さんにもご参加いただきまして、「教育委員会の機能強化や活性化」、「部活動の地域連携や移行」、「不登校やいじめ対策」というようなテーマごとに各グループに分かれて、全国の教育委員さんとディスカッションをするという場がありました。非常によい場であったと思います。教育長報告ですが、選挙後初めての議会が行われました。新しい文教常任委員会の委員さんも決定しまして、9月24日にはいろいろ議論をさせていただいたところです。9月4日の大阪府議会議員団との意見交換会では、教育委員会関係で大阪府あるいは国に対して要望していることについて、大阪府の議員団に市長共々出向いて説明をしたところです。9月14日、15日に第32回の青少年文化祭が開催されております。また、21日には第64回ジュニアソフトボール大会が開催されました。本来は21日、22日の2日間の開催予定でしたが、雨の影響で21日の1日だけで終わるということで、運営も変更いただいたところです。女子の参加が少なくなりつつあるのが少し気になるなというところでした。以上、教育長報告といたします。

○教育長（藤迫稔君）： 何かご質問・ご意見ございますか。

○教育長（藤迫稔君）： それでは、議事に入ります前に、本日の日程のうち、日程第14、報告第69号「生徒指導の件」は、人事案件その他の案件となりますので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第14条第7項の規定により非公開とし、当該案件を審議したいと思いますが、いかがでしょうか。

（“異議なし”の声あり）

○教育長（藤迫稔君）：異議なしと認めます。皆様の総意により、当該案件については、非公開で審議することといたします。

○教育長（藤迫稔君）：それでは、日程第3、報告第63号「箕面市立総合運動場条例等改正要請の件」を議題といたします。議案の朗読を省略し、提案理由を子ども未来創造局保健スポーツ室長に求めます。

○子ども未来創造局保健スポーツ室長：本件は、箕面市立第二総合運動場に市民温水プールを設置するため、箕面市立総合運動場条例及び箕面市立総合運動場条例の一部を改正する条例の一部を改正する必要性が生じ、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第25条第1項及び箕面市教育委員会教育長に対する事務委任規則第3条第1項の規定に基づき、教育長が臨時に代理しましたので、同条第2項の規定により報告するものです。主な内容についてですが、まず、第1条箕面市立総合運動場条例の改正といたしまして、「水泳・水遊場」のPFI法関連の規定を削り、次に、第2条箕面市立総合運動場条例の一部を改正する条例の改正といたしまして、改正予定であった「水泳・水遊場」の項目を削除し、箕面市立第二総合運動場に「市民温水プール」を加え、施行期日を「公布の日から起算して五年」から「公布の日から起算して七年」に改め、条例施行前の準備行為の対象を「水泳・水遊場」から「市民温水プール」に改めるものです。

○教育長（藤迫稔君）：ご質問、ご意見をお受けいたします。

○教育長（藤迫稔君）：それでは、報告第63号を採決いたします。本件を報告どおり承認することにご異議ございませんか。

（“異議なし”の声あり）

○教育長（藤迫稔君）：異議なしと認めます。よって、本件は報告どおり承認されました。

○教育長（藤迫稔君）：次に、日程第4、議案第83号「箕面市立幼稚園条例施行規則改正の件」を議題といたします。議案の朗読を省略し、提案理由を子ども未来創造局保育幼稚園総務室長に求めます。

○子ども未来創造局保育幼稚園総務室長：本件は、公立幼稚園及び公立保育所の再編に伴う関係規定その他規定を整理するため、箕面市立幼稚園条例施行規則の一部改正をご提案するものです。主な内容についてですが、第1条の2の幼稚園における定員について、令和5年度末に閉園したかやの幼稚園及びなか幼稚園に関する規定を削除し、令和5年5月に様式第6号及び第7号を一本化したことに伴い、様式第7号が欠番となったため、様式第8号を第7号に繰り上げるものです。

○教育長（藤迫稔君）：ご質問、ご意見をお受けいたします。

○教育長（藤迫稔君）：それでは、議案第83号を採決いたします。本件を原

案どおり可決することにご異議ございませんか。

（“異議なし”の声あり）

○教育長（藤迫稔君）：異議なしと認めます。よって、本件は原案どおり可決されました。

○教育長（藤迫稔君）：次に、日程第5、議案第84号「箕面市小児インフルエンザ予防接種費用助成金交付要綱改正の件」を議題といたします。議案の朗読を省略し、提案理由を子ども未来創造局子どもすこやか室長に求めます。

○子ども未来創造局子どもすこやか室長：本件は、昨年3月に新たに点鼻タイプのワクチン「経鼻投与」が薬事承認され、今年度から販売開始されることに伴い、助成金の交付対象に加えることとし、助成金交付要綱の一部改正をご提案するものです。これまでの助成金の交付対象を「皮下接種（注射）」の限定から、「医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（医薬品医療機器等法）により製造販売承認を受けたワクチンを使用」と記載することとし、接種回数についても、「経鼻投与」は1回接種であることから、接種方法により1回あたりの金額を定め、1人あたり2千円を上限とする改正を行うものです。

○教育長（藤迫稔君）：ご質問、ご意見をお受けいたします。

○委員（稲田滋君）：インフルエンザ予防接種の費用を助成するという件ですが、生後6か月から小学校6年生の子どもたちを対象に助成するということですね。対象者はどれくらいいますか。

○子ども未来創造局子どもすこやか室長：およそ1万7千人です。

○委員（稲田滋君）：任意接種のため、受きたい人が受けるということですよ。実際に受けている人はどのくらいですか。

○子ども未来創造局子どもすこやか室長：対象者の42%ほどです。

○委員（稲田滋君）：助成は1人あたり2千円を上限とのことですが、接種費用はいくらくらいですか。

○子ども未来創造局子どもすこやか室長：任意接種のため医療機関が金額を決めますが、6千円から9千円くらいです。病院によって異なります。

○委員（稲田滋君）：皮下接種だと2回打たなければいけませんが、2回分が6千円から9千円ということですか。

○子ども未来創造局子どもすこやか室長：そのとおりです。

○委員（稲田滋君）：新しくできた経鼻投与ワクチンはいくらくらいですか。

○子ども未来創造局子どもすこやか室長：経鼻投与ワクチンも医療機関によって異なりますが、皮下接種（注射）と同じくらいの金額となっています。

○委員（稲田滋君）：経鼻投与ワクチンも6千円から9千円で、医療機関によって異なるということですね。また、現在1人あたり2千円を上限とするということですね。2千円という金額はいつごろからですか。

- 子ども未来創造局子どもすこやか室長　：　平成２５年から助成を開始しましたが、その頃から変わっていません。
- 委員（稲田滋君）　：　平成２５年から２千円ということですが、平成２５年当時の医療機関の接種費用と現在の接種費用の変化はありますか。
- 子ども未来創造局子どもすこやか室長　：　医療機関での接種費用は多少上がっているかもしれませんが、大体６千円から９千円くらいで変わらないかと思います。
- 委員（稲田滋君）　：　平成２５年くらいからあまり変わっていないということですね。他市の状況もいくつか教えていただきたいです。わかる範囲で他市の状況を紹介してください。
- 子ども未来創造局子どもすこやか室長　：　北摂の状況としては、池田市と摂津市は助成をしておりません。茨木市は令和２年、令和５年の爆発的に流行が予想されたときのみ、臨時的に補正対応をして、生後６か月から高校３年生と妊婦のかたに「２千円×２回」の助成をしております。豊中市も臨時的に令和４年に１２歳以下のかたに「２千５００円×２回」の助成をしています。高槻市は箕面市と同様に「２千円」の助成をしています。府内では寝屋川市は生後６か月から中学３年生に「１千５００円×２回」の助成をしています。
- 委員（稲田滋君）　：　助成をしていない市もありますが、例えば茨木市は「２千円×２回」の合計４千円、豊中市は「２千５００円×２回」の合計５千円を助成しているということですね。箕面市の接種率は４２％ですが、インフルエンザ予防接種をすることでどのような効果があるのでしょうか。
- 子ども未来創造局子どもすこやか室長　：　インフルエンザにかかったときに軽度で済みます。また、周囲に感染させる可能性を下げる効果があります。
- 委員（稲田滋君）　：　推奨しているということですね。箕面市は市長が新しくなり、子育て世界一を掲げていますが、箕面市の助成が２千円でよいのか、もう少し上げる方がよいのか考える必要があると思います。また、子どもが多い世帯について、２人目、３人目はもっと安く打てるようにすべきかと思います。現在の助成は２千円ですが、例えば９千円の予防接種を受けると、１人あたり７千円の自己負担があります。子どもが３人いる場合、合計２万１千円かかります。そのため、２人目３人目の子どもがいる場合は助成額を増やしたり、そもそも助成額を上げたりするなど、今すぐの話ではありませんが、ご検討をしていただきたいと思いますのでよろしく願いいたします。
- 教育長（藤迫稔君）　：　この分野だけではなく、多子世帯への支援は我々の課題だと思います。いろいろなところでそのような支援をしていますが、財政当局との兼ね合いもありますので、我々としてはそのような面に関して一生懸命言っていきたいと思います。
- 教育長（藤迫稔君）　：　それでは、議案第８４号を採決いたします。本件を原

案どおり可決することにご異議ございませんか。

(“異議なし”の声あり)

○教育長（藤迫稔君）：異議なしと認めます。よって、本件は原案どおり可決されました。

○教育長（藤迫稔君）：次に、日程第6、議案第85号「箕面市立箕面文化・交流センター条例の一部を改正する条例の施行期日を定める規則制定の件」を議題といたします。議案の朗読を省略し、提案理由を子ども未来創造局生涯学習・市民活動室長に求めます。

○子ども未来創造局生涯学習・市民活動室長：本件は、令和5年6月に改正した箕面市立箕面文化・交流センター条例の一部を改正する条例の附則第1項第2号におきまして、箕面文化・交流センター南館を加える改正規定の施行期日を「令和6年12月31日までの間において箕面市教育委員会規則で定める日」と規定していますが、同館が令和6年10月1日に開館することになったことから、同日を施行期日として定めるため、本規則の制定をご提案するものでございます。

○教育長（藤迫稔君）：ご質問、ご意見をお受けいたします。

○教育長（藤迫稔君）：中身ではありませんが、皆さんに共有しておくトピックス等がありますか。「工事について、ここはどうだった」とか、あるいは内覧会等、何か共有しておくトピックスがあればお願いします。

○子ども未来創造局生涯学習・市民活動室長：箕面文化・交流センター南館につきましては、皆様のいろいろなご協力をいただきまして工事が順調に進みました。工事は無事竣工しまして、現在は備品の搬入作業、引越作業を進めているところでございます。また、時間を区切って内覧会を実施させていただきたいと思っております。今週の土曜日である9月28日の10時から12時と13時から15時及び9月30日月曜日の15時から17時に内覧会を開催させていただきたいと思っております。申込みは不要のため、ご自由にその時間帯に行っていただきまして、どのような内容になっているのかご覧になっていただければと思っております。自転車、バイクでご来館のかたにつきましては、敷地内駐輪場をご用意しておりますのでご利用ください。また、敷地内には駐車場はありませんが、有料駐車場が遊歩道の西側にあります。合計16台駐車できるスペースとなっております。有料ではありますが、お車でご来館のかたは、そちらをご利用いただき、ご覧いただければと思っております。また、10月1日以降も皆様がたのご利用をお待ちしておりますのでどうぞよろしくお願いいたします。

○教育長（藤迫稔君）：他、どうでしょうか。

○委員（高橋太郎君）：質問ですが、北館はどのような感じでしょうか。

○子ども未来創造局生涯学習・市民活動室長：北館につきましては今年の4月

からオープンしており、既に使われている状況です。稼働については、午後はかなり埋まっている状況です。しかし、午前と夜間の利用率が少し悪く、今のところ30%を切っております。午前と夜間の稼働率を懸念しているところでございます。その他は今のところ無事に稼働させていただいています。

○教育長（藤迫稔君）： 利用者のかたからご意見は頂いていますか。

○子ども未来創造局生涯学習・市民活動室長： 今のところ、苦情やご意見は特に頂いておりません。

○教育長（藤迫稔君）： それでは、議案第85号を採決いたします。本件を原案どおり可決することにご異議ございませんか。

（“異議なし”の声あり）

○教育長（藤迫稔君）： 異議なしと認めます。よって、本件は原案どおり可決されました。

○教育長（藤迫稔君）： 次に、日程第7、議案第86号「箕面市立箕面文化・交流センター条例施行規則改正の件」を議題といたします。議案の朗読を省略し、提案理由を子ども未来創造局生涯学習・市民活動室長に求めます。

○子ども未来創造局生涯学習・市民活動室長： 本件は、令和6年10月1日の箕面文化・交流センター南館の開館に伴う内容を変更するため、箕面市立箕面文化・交流センター条例施行規則の一部改正を提案するものです。主な改正の内容としては、南館大会議室の予約受付期間の特例を設けたことや旧文化・交流センターの室名称を削除するものでございます。

○教育長（藤迫稔君）： ご質問、ご意見をお受けいたします。

○委員（飯田ひとみ君）： 会場予約について、オンラインでも予約できるようなシステムにされていますか。

○子ども未来創造局生涯学習・市民活動室長： 基本的にはオンラインで予約できます。ただ、今回、1年前予約の大会議室のみ特例を設けております。以前の旧文化・交流センターについても1年前予約を大会議室と市民ギャラリーでやっていました。今回は大会議室のみオンラインでの予約ではなく、抽選のような形で当日所定の手続きをしていただくこととなりますのでご了承いただきますようお願いいたします。

○教育長（藤迫稔君）： 他、どうでしょうか。

○教育長（藤迫稔君）： それでは、議案第86号を採決いたします。本件を原案どおり可決することにご異議ございませんか。

（“異議なし”の声あり）

○教育長（藤迫稔君）： 異議なしと認めます。よって、本件は原案どおり可決されました。

○教育長（藤迫稔君）： 次に、日程第8、報告第64号「箕面市教育委員会の所管に係る令和6年度一般会計補正予算（第5号）の件」を議題といたします。

議案の朗読を省略し、提案理由を子ども未来創造局教育政策室長に求めます。

○子ども未来創造局教育政策室長： 本件は、令和6年度当初予算編成以降の事務の変更等に伴い、箕面市教育委員会所管に係る令和6年度箕面市一般会計予算の補正を市長に要請する必要が生じたため、教育長が臨時に代理しましたので、ご報告するものです。学校教育につきましては、歳入におきまして小学校長寿命化改修事業債の増額等により、1, 143万8千円の増額を、歳出におきましては、基金積立事業及び箕面小学校長寿命化改修事業等のため、2, 214万9千円の増額をそれぞれ計上しています。箕面小学校長寿命化改修事業においては、併せて継続費補正及び地方債補正も計上しています。子育て関係につきましては、歳入におきまして、国庫補助金により、2, 754万6千円の増額を、歳出におきまして、病児保育施設運営費補助事業及び民間保育所整備費補助事業における補助金のため、3, 239万5千円の増額を計上しています。生涯学習関係につきましては、歳出におきまして、総合運動場施設管理運営事業により、756万2千円の増額を計上しています。

○教育長（藤迫稔君）： ご質問、ご意見をお受けいたします。

○教育長（藤迫稔君）： それでは、報告第64号を採決いたします。本件を報告どおり承認することにご異議ございませんか。

（“異議なし”の声あり）

○教育長（藤迫稔君）： 異議なしと認めます。よって、本件は報告どおり承認されました。

○教育長（藤迫稔君）： 次に、日程第9、報告第65号「箕面市奨学生選考委員会委員解職及び任命の件」を議題といたします。議案の朗読を省略し、提案理由を子ども未来創造局学校生活支援室長に求めます。

○子ども未来創造局学校生活支援室長： 本件は、箕面市奨学生選考委員会委員の解職及び任命を行う必要が生じたため、教育長が臨時に代理しましたので、ご報告するものです。主な内容についてですが、箕面市奨学資金基金条例に基づき設置する「箕面市奨学生選考委員会」の委員から、去る9月8日付で辞職願が提出されましたので、これを承認の上、解職するとともに、箕面市奨学資金基金条例第2条の2第3項及び第4項の規定に基づき、新たにその後任を9月18日付で任命したものです。

○教育長（藤迫稔君）： ご質問、ご意見をお受けいたします。

○教育長（藤迫稔君）： それでは、報告第65号を採決いたします。本件を報告どおり承認することにご異議ございませんか。

（“異議なし”の声あり）

○教育長（藤迫稔君）： 異議なしと認めます。よって、本件は報告どおり承認されました。

○教育長（藤迫稔君）：次に、日程第10、議案第87号「箕面市児童福祉施設会計指導員委嘱の件」を議題といたします。議案の朗読を省略し、提案理由を子ども未来創造局保育幼稚園利用室長に求めます。

○子ども未来創造局保育幼稚園利用室長：本件は、箕面市家庭的保育事業等及び特定教育・保育施設等指導監査実施要綱第7条4項の規定に基づき、箕面市児童福祉施設会計指導員の委嘱をご提案するものです。委嘱期間は来年の3月31日までです。今回委嘱する指導員は、日本公認会計士協会近畿会あて推薦を依頼し、同会より推薦を受けた公認会計士です。

○教育長（藤迫稔君）：ご質問、ご意見をお受けいたします。

○委員（稲田滋君）：なぜ公認会計士が必要なのかももう一度説明していただけますか。

○子ども未来創造局保育幼稚園利用室長：本市の要綱において、指導監査の際に公認会計士を同行させることができる規定があります。その規定に基づいて委嘱しました。

○委員（稲田滋君）：監査に同行してもらうために委嘱するということですか。

○子ども未来創造局保育幼稚園利用室長：財務諸表等、そのような専門知識が監査に必要となりますのでその辺のチェックをしていただくために委嘱しました。

○教育長（藤迫稔君）：他、どうでしょうか。

○教育長（藤迫稔君）：それでは、議案第87号を採決いたします。本件を原案どおり可決することにご異議ございませんか。

（“異議なし”の声あり）

○教育長（藤迫稔君）：異議なしと認めます。よって、本件は原案どおり可決されました。

○教育長（藤迫稔君）：次に、日程第11、報告第66号「箕面市社会教育委員解職及び委嘱の件」を議題といたします。議案の朗読を省略し、提案理由を子ども未来創造局文化国際室長に求めます。

○子ども未来創造局文化国際室長：本件は、箕面市社会教育委員に関する条例に基づき設置する箕面市社会教育委員1名からの辞職の申し出があったため、これを承認の上、解職するとともに、箕面市社会教育委員に関する条例第2条及び第4条の規定に基づき、新たにその後任を9月18日付けで委嘱したのでご報告するものです。また、箕面市社会教育委員の任期は令和5年6月1日から令和7年5月31日までの2年間となるため、新しく委嘱する委員1名の任期は令和6年9月18日から令和7年5月31日までの期間となります。

○教育長（藤迫稔君）：ご質問、ご意見をお受けいたします。

○教育長（藤迫稔君）：それでは、報告第66号を採決いたします。本件を報告どおり承認することにご異議ございませんか。

（“異議なし”の声あり）

○教育長（藤迫稔君）：異議なしと認めます。よって、本件は報告どおり承認されました。

○教育長（藤迫稔君）：次に、日程第12、報告第67号「箕面市教育委員会人事発令の件」を議題といたします。議案の朗読を省略し、提案理由を子ども未来創造局教育政策室長に求めます。

○子ども未来創造局教育政策室長：本件は、人事発令を行う必要が生じたため、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第25条第1項及び箕面市教育委員会教育長に対する事務委任規則第3条第1項の規定に基づき、教育長が臨時に代理しましたので、同条第2項の規定によりご報告するものです。

○教育長（藤迫稔君）：ご質問、ご意見をお受けいたします。

○教育長（藤迫稔君）：それでは、報告第67号を採決いたします。本件を報告どおり承認することにご異議ございませんか。

（“異議なし”の声あり）

○教育長（藤迫稔君）：異議なしと認めます。よって、本件は報告どおり承認されました。

○教育長（藤迫稔君）：次に、日程第13、報告第68号「箕面市教育委員会会議録の承認を求める件」を議題といたします。議案の朗読を省略し、提案理由を子ども未来創造局教育政策室長に求めます。

○子ども未来創造局教育政策室長：本件は、去る8月22日に開催されました令和6年第8回箕面市教育委員会定例会会議録及び去る9月12日に開催されました令和6年第1回箕面市教育委員会臨時会会議録を作成しましたので、箕面市教育委員会会議規則第5条の規定により、提案するものです。

○教育長（藤迫稔君）：ご質問、ご意見をお受けいたします。

○教育長（藤迫稔君）：今回は中学校の教科書採択があり、かなり活発なご意見をいただきましたので、会議録自体にボリュームがありますが、この機にお礼申し上げたいと思います。

○教育長（藤迫稔君）：それでは、報告第68号を採決いたします。本件を報告どおり承認することにご異議ございませんか。

（“異議なし”の声あり）

○教育長（藤迫稔君）：異議なしと認めます。よって、本件は報告どおり承認されました。

○教育長（藤迫稔君）：各委員から教育行政に係ることで、何かご意見等ありますでしょうか。

○教育長（藤迫稔君）：他に事務局から「その他、教育行政に係る報告」があれば、申出を受けますが、いかがですか。

○教育長（藤迫稔君）： それでは次に、日程第14、報告第69号「生徒指導の件」を議題といたします。冒頭で決定されましたとおり、非公開といたしますので、当該案件に関係する事務局職員以外の事務局職員は、退席してください。

（傍聴者及び当該案件に関係する事務局以外の事務局職員の退席）
（報告第69号に係る審議）

○教育長（藤迫稔君）： 以上をもちまして、本日の会議は全て終了し、付議された案件、議案5件、報告7件は、全て議了いたしました。

○教育長（藤迫稔君）： これをもちまして、令和6年第9回箕面市教育委員会定例会を閉会いたします。

（午後2時閉会）

以上のとおり会議の次第を記し、相違ないことを認めたので、ここに署名する。

箕面市教育委員会

教育長 （本人自署）

委員 （本人自署）